

令和2年度第2回 市川市福祉有償運送運営協議会

日 時：令和2年11月17日（火）
午後4時～午後5時（予定）

場 所：全日警ホール（市川市八幡市民会館）
2階 第3会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 団体から提出された移送サービス状況について
(令和2年4月～令和2年9月)
- (2) 福祉有償運送の更新登録の申請について
 - ①特定非営利活動法人 ココ COLOR ネット
 - ②社会福祉法人いちばん星 ミルキーウェイ
- (3) 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の一部改正等について

3 閉 会

《配布資料》

- ・ 会議次第
- ・ 資料1 移送サービスの状況（令和2年4月～令和2年9月）
- ・ 資料2-1 申請団体要件確認票（特定非営利活動法人 ココ COLOR ネット）
- ・ 資料2-2 団体情報（特定非営利活動法人 ココ COLOR ネット）
- ・ 資料3-1 申請団体要件確認票（社会福祉法人いちばん星 ミルキーウェイ）
- ・ 資料3-2 団体情報（社会福祉法人いちばん星 ミルキーウェイ）
- ・ 参考資料 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の一部改正等について（概要）

移送サービス状況報告書

	社会福祉法人一路会 地域生活支援センターCan		社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村 介護ステーション市川		特定非営利活動法人 生きがいと助けあい SSU市川		社会福祉法人市川レンコンの会 レッツ・レンコン		特定非営利活動法人 郷の会 オリーブの家		特定非営利活動法人 ココCOLORねっと		社会福祉法人いちばん星 ミルキーウェイ	
	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比	今期実績	前期比
1. 登録会員状況 (令和2年9月末時点)	438人	±0	16人	-1	160人	-1	100人	+10	69人	-7	15人	+3	151人	+5
イ、身体障害者	0人	±0	11人	-1	36人	-1	2人	±0	7人	±0	2人	+1	1人	+1
ロ、要介護認定者	0人	±0	0人	±0	72人	±0	0人	0	0人	±0	5人	+2	0人	±0
ハ、要支援認定者	0人	±0	0人	±0	22人	-1	0人	0	0人	±0	7人	+2	0人	±0
ニ、その他障がい	438人	±0	5人	±0	30人	+1	98人	+10	62人	-7	1人	-2	150人	+4
2. 利用会員状況 (令和2年9月末時点)	20人	-13	11人	+2	76人	-23	100人	+10	62人	-10	15人	+3	59人	-27
イ、身体障害者	0人	±0	8人	+1	23人	+2	2人	±0	6人	+1	2人	+1	0人	±0
ロ、要介護認定者	0人	±0	0人	±0	30人	+1	0人	0	0人	0	5人	+2	0人	±0
ハ、要支援認定者	0人	±0	0人	±0	11人	+7	0人	0	0人	0	7人	+2	0人	±0
ニ、その他障がい	20人	-13	3人	+1	12人	-1	98人	+10	56人	-11	1人	-2	59人	-27
3. 運行件数 (令和2年9月末時点)	102件	132件	68件	74件	1167件	1376件	1621件	1511件	402件	471件	153件	133件	362件	511件
	17 (件/月)	22 (件/月)	11 (件/月)	17 (件/月)	195 (件/月)	229件	270 (件/月)	252 (件/月)	67 (件/月)	79 (件/月)	25 (件/月)	22 (件/月)	60 (件/月)	85 (件/月)
令和2年4月	17件		11件		157件		214件		66件		19件		37件	
令和2年5月	12件		8件		91件		229件		58件		21件		37件	
令和2年6月	17件		14件		190件		245件		63件		28件		54件	
令和2年7月	19件		10件		251件		306件		75件		24件		81件	
令和2年8月	21件		11件		259件		317件		70件		27件		80件	
令和2年9月	16件		14件		219件		310件		70件		34件		73件	
4. 運転者の状況 (令和2年9月末時点)	4人	±0	5人	±0	20人	-6	11人	±0	8人	±0	2人	-1	13人	±0
第一種運転免許	4人	±0	5人	±0	18人	-6	11人	±0	8人	±0	2人	-1	13人	±0
第二種運転免許	0人	±0	0人	±0	2人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0	0人	±0
5. 車両状況 (令和2年9月末時点)	4台	±0	3台	±0	20台	-2	4台	±0	4台	±0	2台	-1台	4台	±0
福祉車両(団体所有)	1台	±0	3台	±0	2台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0
福祉車両(個人持ち込み)	0台	±0	0台	±0	1台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0	0台	±0
セダン等(団体所有)	3台	±0	0台	±0	1台	±0	4台	±0	4台	±0	0台	±0	4台	±0
セダン等(個人持ち込み)	0台	±0	0台	±0	16台	-2	0台	±0	0台	±0	2台	-1	0台	±0
6. 特記事項	新型コロナの影響で利用減。				1. 2. 3はコロナウイルス感染対策の影響により減少。 4. 5は活動していないドライバーの意思確認をしたところ継続しないという意向があった。						特になし		4～6月は新型コロナウィルスの影響により移動支援の利用が減少したため、福祉有償運送の利用も減少しました。	

今期 令和2年4月～令和2年9月
前期 令和元年10月～令和2年3月

福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項目		
1	運送主体	法人情報	法人名：特定非営利活動法人 ココ COLOR ねっと 住所：千葉縣市川市南行徳 1-22-3 芦田ビル 202 号室 代表者氏名：能星朋子
		事業所情報	事業所名：特定非営利活動法人ココ COLOR ねっと 住所：千葉縣市川市南行徳 1-22-3 芦田ビル 202 号室
		対象	身体障害者：2名 要支援・要介護認定者：12名 その他：1名 合計15名
		形態	運送の発地または着地のいずれかが市川市にある。
2	使用車両 [所有区分、車種、台数(軽自動車数)]	所有区分：持ち込み 車種：セダン等軽自動車 台数：台(2台)	
3	運行管理の責任者	能星朋子	
4	整備管理の責任者	宮本均	
5	運転者 [人数、運転免許の種類] [75歳以上の運転者の有無]	人数：2名 運転免許の種類：1種 ※福祉有償運送運転者講習修了、セダン等運転者講習修了 ※過去2年間に免許停止の履歴なし 75歳以上の運転者： <input checked="" type="radio"/> (1名) / 無 次回更新時までに75歳になる運転者：有()名 / <input checked="" type="radio"/>	
6	損害賠償措置	対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 加入保健会社名：三井住友海上火災保険、セゾン自動車火災保険	
7	運送の対価 [入会金、年会費、運賃(距離制か時間性かも記載)、その他条件]	入会金：2000円 年会費：1000円 運賃：時間制 1時間 1200円・お迎え料金 200円 (運賃の起点は市川市、終点は市川市)	
8	利用時間	要望に応じて対応	
9	管理運営体制	保有車両2両以下のため、自動車運行管理等の体制とおおり	



市民助け合いネットの

生活支援サービス

助け合い会員募集中!

「困ったこと」「手助けしてもらいたいこと」
私たちに「できること」は何でもします
「できないこと」は「できるところ」を探して橋渡しをします

困ったときはお互いさま!

市民助け合いネットの
生活支援サービスって?

市民助け合いネットは特定非営利活動法人「ココCOLOR
ねっと」が行っている「助け合い」活動です。
助けてほしい利用会員と助けるお手伝い会員からなる互
助型の組織で、家事や介護のお手伝いを有償のボラン
ティアで行っています。

日常生活でお困りの方に

家事支援

- 洗濯
- 掃除
- 食事作り
- 買い物代行
- 片付け
- 家具移動
- ゴミ出し
- 草取りなど



一人では出かけるのが困難な方に

外出支援

- 通院介助
- 買物同行
- 墓参同行
- その他

車での
送迎サービスも
あります



できることは何でもお手伝い

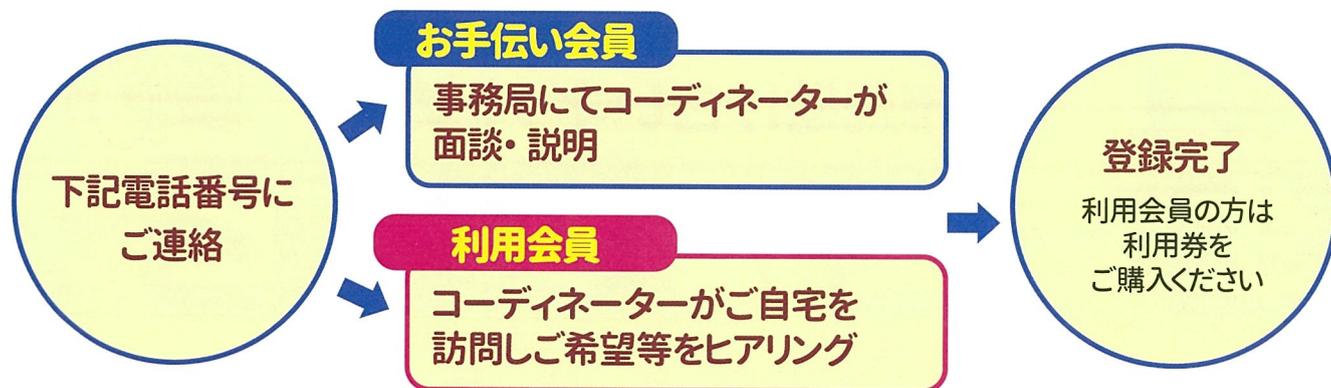
その他

- 行政関係の手続き
- 遺言や相続等の
法律、税務相談
- 子育て支援



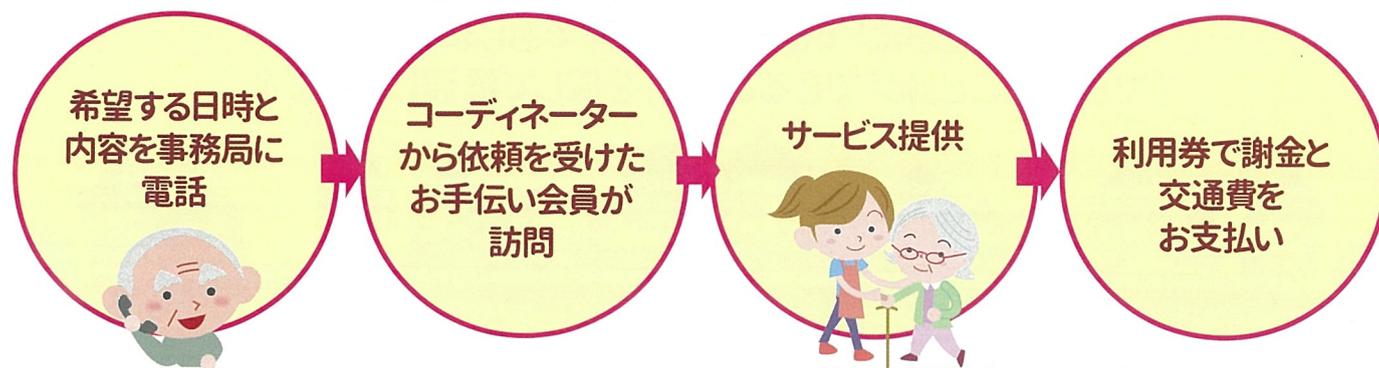
助け合い会員登録

市民助け合いネットでは、助けてほしい「利用会員」とお手伝いして下さる「お手伝い会員」を合わせて「助け合い会員」と呼びます。どちらか一方のみではなく、会員同士の助け合い精神で、あるときは利用会員としてサービスを利用し、あるときはお手伝い会員としてサービスを提供できます。



支援サービスの利用方法

希望日の3日前までにご予約ください



◆助け合い会員への登録には入会金および年会費がかかります◆

入会金

2000円

年会費

1000円

ご利用時間

月曜～金曜日の9:00～17:00

1時間からご利用できます。(延長は30分単位)
土・日・祝と時間外は1時間1200円となります。

利用料金

1時間…………… 1000円
(以降30分毎に500円)

お手伝い内容によって1時間1200円～1400円かかる場合があります。

交通費…………… 1回につき200円

遠方のためバスや電車を使った場合は実費となります

会員となった方には、生活相談サービスや紹介サービス(病院、介護、住まい関連業者)も行っています。

お手伝い会員は謝金1000円のうち300円を当会に寄付します。交通費は1回200円です。

お申し込み・お問い合わせはお気軽にどうぞ



特定非営利活動法人

ココCOLORねっと

TEL

047-397-3333

【受付時間】月曜～金曜日10:00～17:00

〒272-0138 千葉県市川市南行徳 1-22-3
芦田ビル 202

【浦安事務局】〒279-0012 千葉県浦安市入船4-1-15

福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No	項目		
1	運送主体	法人情報	法人名：社会福祉法人いちばん星 住所：千葉県市川市南大野3-8-18 代表者氏名：理事長 森田美智子
		事業所情報	事業所名：ミルキーウェイ 住所：千葉県市川市東国分1-11-3
		対象	知的障害者：142名、精神障害者：8名、身体障害者：1名 合計：151名
		形態	運送の発地または着地のいずれかが市川市にある。
2	使用車両 [所有区分、車種、台数 (軽自動車数)]	所有区分：持込 車種：セダン等普通自動車 台数：4台(3台)	
3	運行管理の責任者	塚越千裕	
4	整備管理の責任者	塚越千裕	
5	運転者 [人数、運転免許の種類] [75歳以上の運転者の有無]	人数：13名 運転免許の種類：1種 75歳以上の運転者：有(名) / 無 次回更新時までに75歳になる運転者：有(名) / 無	
6	損害賠償措置	対人賠償：無制限 対物賠償：無制限 加入保健会社名：三井住友海上火災保険株式会社	
7	運送の対価 [入会金、年会費、運賃(距離制か時間性かも記載)、その他条件]	入会金：0円 年会費：0円 運賃：距離制 初乗り走行5キロまで500円、以後1キロ毎に50円 (運賃の起点は市川市、終点は市川市)	
8	利用時間	要望に応じて対応 *基本的に事業所の開所時間内	
9	管理運営体制	保有車両4両以下の為、自動車運行管理等の体制のとおり	



社会福祉法人

いちばん星

一人ひとりが、
その人らしく生活できるように

いちばん星に願いを込めて

親が子を大切に思う気持ち、それがすべてのはじまりです

夜の帳が降りる前、真っ先に夕空に輝く一番星。

「一番星に願いをかけるといつか叶えてくれるんだよ」子どもの頃、

そんなことを母と話しながら、手をつないで家路を辿った

あたたかい記憶があります。

障がいのある方たちに、支える家族に、

どんなに小さくても明日への希望を照らす灯りになりたい…。

そんな気持ちを**社会福祉法人「いちばん星」**の名前に込めました。

……… 基本理念 ………

障がいのある方、一人ひとりが
その人らしく、地域社会で
生きがいをもって暮らして
いけるよう支援していきます。

私たちの目指すもの

「障がいがあっても生まれ育った街で当たり前の暮らしができるように」。そんな親が子を思う願いから、障がいのある方々の学校卒業後の進路対策として、『市川手をつなぐ親の会』は、『社会福祉法人一路会』を設立。また、『社会福祉法人いちばん星』の前身となる地域作業所をいくつも立ち上げてきました。

地域作業所第一号となる『いぶき作業所』は、昭和62年にわずか4名の利用者様からスタート。その後、地域作業所、生活ホーム、喫茶店など、“障がいのある方々が地域で暮らしていくための場”を一つひとつ作り出してきました。

平成16年に『市川手をつなぐ親の会』は、『社会福祉法人いちばん星』を設立。障害者自立支援法のもと、各地域作業所を『いちばん星』の傘下に入れることにより、法内事業に移行しました。法人設立後は、地域のニーズに応えるべく各種事業を立ち上げ、いまでは200名を超える仲間がいます。

『いちばん星』は、地域作業所時代に培った“与えられる福祉ではなく、自分たちで創っていく福祉”の精神を忘れずに、一人ひとりの生活により添った活動をしています。障がいのある人がその人らしく地域社会の中で生きがいをもって暮らしていくことを目指しています。

社会福祉法人 いちばん星
理事長 森田美智子

障がいのある方がそして家族が 生まれ育った街ですっと笑顔で暮らせるように・・・

社会福祉法人
一路会

市川手をつなぐ
親の会



社会福祉法人いちばん星

三者が連携し、障がいのある方が地域の一員として
生き生きと生活できる環境とサービスを実現します

自己実現に向けた活動の充実
豊かな地域生活の実現
権利擁護の推進
家族支援の推進
地域との連携・社会参加など



各種事業を運営し、さまざまな角度から障がいのある方を支援しています

いちばん星の就労継続支援B型事業所では、利用者様一人ひとりが最大限に能力を発揮できる環境作りや働く機会の拡大に取り組んでいます。また、利用者様が周りの人たちとより良い人間関係を築けるように、自分の役割、責任、充実感を得られるように支援しています。

いちばん星の生活介護事業所では、利用者様の個性に応じてさまざまな活動(作業活動、文化的活動、レクリエーション活動など)を行います。利用者様の健康維持と安定した日常生活を送れるように、そして一人ひとりがその人らしい生活を組み立て、豊かな生活が送れるように支援しています。

いちばん星は、地域の中での普通の暮らしを目指し、グループホームを用意しています。利用者様は、必要な生活上の支援を受けながら暮らしています。いちばん星の全事業所がバックアップを行い、より安心・安定した生活が送れるように支援しています。

就労継続
支援B型
事業

相談支援
事業

生活介護
事業

居宅介護・
移動支援
事業

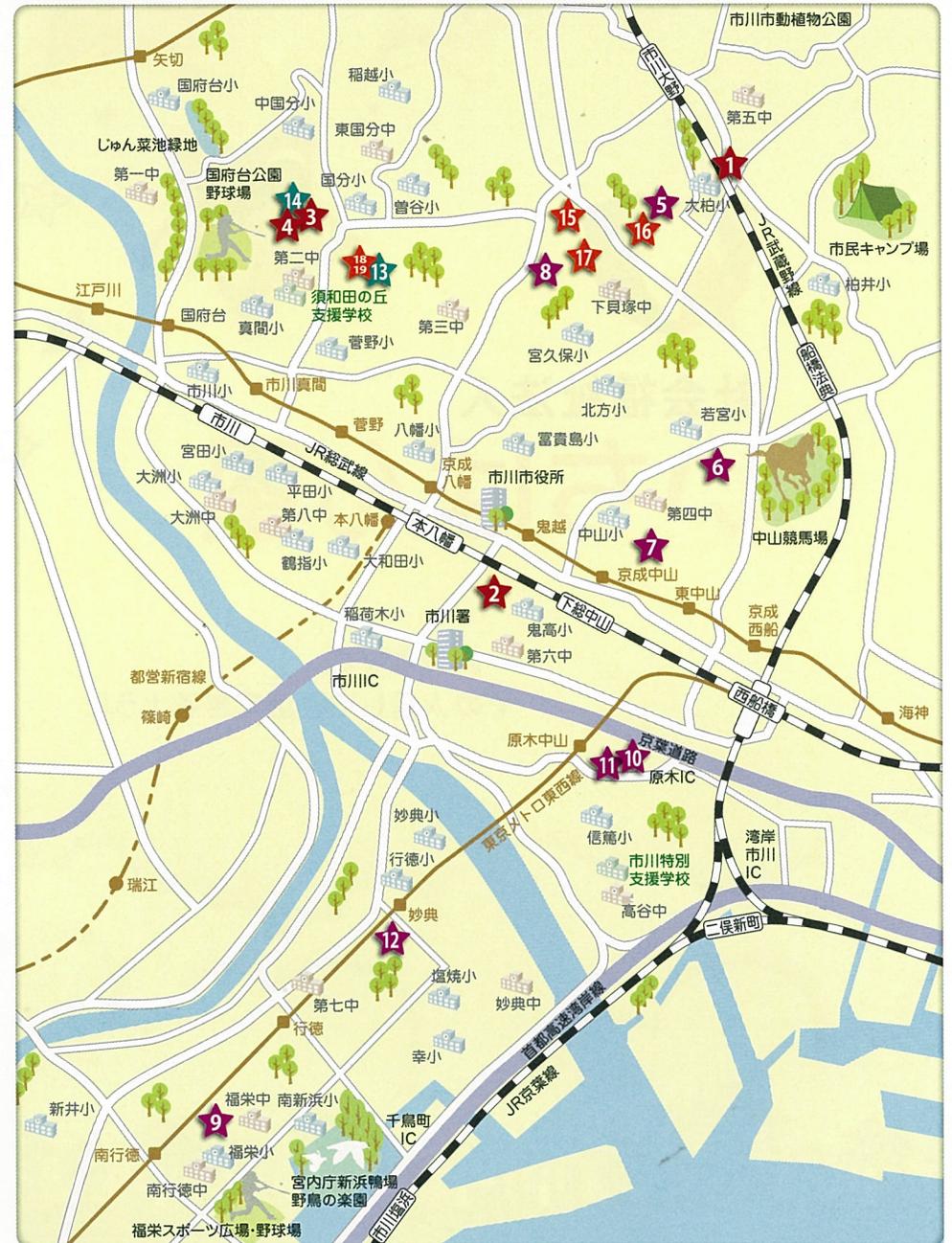
グループ
ホーム

いちばん星相談支援事業所では、相談支援専門員を配置し、地域の利用者様からの日常生活全般に関する相談およびサービス等利用計画に関する業務(アセスメント・計画作成・モニタリング)を行っています。

いちばん星の移動支援事業所では、買い物や通院、余暇活動等外出のお手伝いをしています。居宅介護事業所では、ご自宅にヘルパーを派遣し、入浴やトイレ介助、調理や洗濯、掃除等個々のニーズに合わせた支援をしています。

いちばん星、見~つけた!

もっとあなたの側で、あなたの願いが届く、そんなぬくもりある事業所を目指しています



1 いぶき

TEL.047-339-3172
市川市南大野 3-8-18

クッキー作りや下請け作業を中心に、毎日頑張って働いています。クッキーはいちからすべて手作りで。種類も豊富ないぶきのクッキーをぜひ一度お試しください。
利用時間/9:00~16:30 土・日・祝日休



定員
20名

2 ぴっころ

TEL.047-320-3339
市川市鬼高 1-1-4 1F

障がいのある方がウェーター・ウェイトレスとして働いています。地域のみなさまに愛される喫茶店を目指して仕事に取り組んでいますので、ぜひご来店ください。
利用時間/9:30~17:30 月曜休



定員
10名

3 チャレンジ
国分

TEL.047-374-1800
市川市国分 3-22-27

定員が40名の大きな事業所です。主に下請け作業を頑張っています。昼休みにはソフトボール部が大会に向けて練習をしています。事業所の見学、ボランティア随時受付中です。利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
40名

4 ぼらりす

TEL.047-371-4172
市川市国分 3-22-2

バリバリと仕事を中心に活動する就労継続B型、余暇活動も取り入れながらのんびり活動する生活介護。一人ひとりが力強く自分を発揮する場所を目指します。就労継続B型は、素材感を活かした手作りジャムの製造・販売を行っています。
利用時間 / B型 9:00~16:30 土・日・祝日休 生活介護 9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
40名

いちばん星の商品をみなさまのお店に!

いちばん星の各事業所では、確かな品質管理のもとでクッキー、ジャム、ケーキ、梅干しなどの食品、また裂き織り(さきおり)製品などの自主製品の製造・販売を行っています。さらに、清掃作業やポストイングなどの下請け作業を行い、この売上で利用者様の工賃を支払っています。「どこで買えるの?」「うちのお店で自主製品の販売をしてみたい」「ポストイングなどの仕事を依頼したい」など、みなさまからのご連絡をお待ちしています。

よろしく
お願いします!

●お問い合わせは 社会福祉法人いちばん星「ぼらりす」まで
TEL.047-371-4172 FAX.047-371-4171
e-mail polaris2012@sage.ocn.ne.jp



5 きらら

TEL.047-339-7000
市川市大野町 2-982

焼き菓子、漬物(らっきょう・梅干し)の手づくり、各種内職・屋外作業に加え、健康づくり、レクリエーション、創作活動など、自分たちらしく思い切り楽しんでいます。
利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
12名

6 まあぶる
はうす

TEL.047-302-5223
市川市若宮 3-43-8

一人ひとりにあった生活リズムを作るための活動が中心です。その中でポストイング、チラシ挟み込みなどの下請け作業、また縫製品や紙製品などの自主製品を製作しています。利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
10名

7 もこ

TEL.047-333-7181
市川市中山 3-9-4

自主製品として織り機を使った製品を作っています。また、レクリエーション活動を通じて、一人ひとりのペースにあわせた、さまざまな活動も行っています。
利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
10名

8 くるみ

TEL.047-375-2922
市川市下貝塚 1-16-3 C棟

グループホームの食事作りや内職作業を行っています。他にもモイズを使ったさまざまな製品を製作し、地域のお祭りや福祉の販売会などで販売しています。
利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



定員
8名

13 ミルキーウェイ

TEL.047-710-5960
市川市東国分 1-11-3

アフター5や休日にプールやカラオケ、テーマパークやショッピングセンター等へ楽しくお出かけができるように外出支援を行っています。一人ひとりの想いに寄り添ったサービス提供を目指しています。

受付時間/9:00~18:00
サービス提供時間/依頼に応じた時間
受付・サービス提供日/
12月30日~1月3日を除く毎日



14 いちばん星相談支援事業所

TEL.047-371-4172
市川市国分 3-22-2 (ぼらりす内)

「働きたい」「休日に外出してみたい」「福祉サービスのことが知りたい」「将来の生活が不安」「日中、通えるところがあれば」等々、お気軽にご相談ください。相談支援専門員が相談をお受けし、希望に添えるよう一緒に考えます。
利用時間/9:00~17:30 土・日・祝日休





ぼれぼれ TEL.047-300-2666
市川市福栄1-10-20

9

下請け作業や自主製品作りを行っています。レクリエーションでは、市川市を出ることも。いつもおしゃべり好きな人たちが訪れる、和やかな雰囲気です。
利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



おおぞら TEL.047-327-5559
市川市原木1-19-21 2F

10

手作りクッキー製造(卵不使用)、自主製品制作、販売会、下請け作業、健康維持活動、レクリエーションなどの活動を行っています。クッキーはギフトの注文も承っています。
利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



そらな TEL.047-711-1079
市川市原木1-19-22 1F

11

下請け作業や畑作業が中心です。作業以外では、毎日のスケジュールにウォーキングやストレッチ運動など、健康増進のプログラムを組み込み、お出かけや買い物などを取り入れて、のんびり活動しています。利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



ウェーブ TEL.047-711-3191
市川市富浜2-10-18

12

日々地域のみなさまにたたかき見守っていただきながら、内職・公園清掃・畑作業・ステンシルの製作などを行っています。余暇支援・ウォーキング・ダンスなどの活動も充実しています。利用時間/9:00~16:00 土・日・祝日休



15

らつきよ
楽居



16

はならつきよ
華楽居



17

だんけ
暖家



18 19

おりひめ
ひこぼし



市川市下貝塚

市川市大野町

市川市下貝塚

市川市東国分

生活介護

グループホーム

★ いちばん星の歩み

昭和28年 市川手をつなぐ親の会発足

昭和62年 市内初の地域作業所「いぶき作業所」開所

※以降、市川手をつなぐ親の会が母体となり、事業所などの開設・運営を推進

平成5年 地域作業所「きらら作業所」開所

平成6年 援助就労の場「カフェテラスぴっころ」開店

平成12年 生活ホーム「いぶきらホーム・楽居」開所

平成13年 生活ホーム「いぶきらホーム・華楽居」開所
地域作業所「ぼれぼれ」開所

平成14年 地域作業所「おおぞら」開所

平成15年 地域作業所「まあぶるはうす」開所

平成16年 社会福祉法人「いちばん星」設立

※以降、市川手をつなぐ親の会と連携し、いちばん星が中心となり、障がいのある方により役立つ多様なサービスの場の実現を推進

「いぶき作業所」が小規模通所授産施設「いぶき」に移行
地域作業所「ウェーブ」開所

平成17年 地域作業所「もこ」開所

平成18年 障害者自立支援法施行

生活ホーム「楽居」「華楽居」がグループホームに移行

平成19年 「きらら作業所」「まあぶるはうす」「もこ」「ぼれぼれ」

「おおぞら」「ウェーブ」が生活介護事業所に移行、

小規模通所授産施設「いぶき」が就労継続B型事業所に移行、それぞれがいちばん星の傘下となる

平成20年 「カフェテラスぴっころ」が就労継続B型事業所に移行し、いちばん星の傘下となる

平成23年 生活介護事業所「くろみ」開所
グループホーム「暖家」開所

平成24年 多機能型事業所「ぼらりす」(就労継続B型&生活介護)開所

平成25年 いちばん星相談支援事業所開所

平成26年 生活介護事業所「そらな」開所

平成28年 グループホーム「おりひめ・ひこぼし」開所

居宅介護・移動支援事業所「ミルキーウェイ」開所

平成29年 市川市より「チャレンジ国分」(就労継続B型)が運営移行される



社会福祉法人 **いちばん星**

市川市国分3-22-2

TEL.047-371-4172 FAX.047-371-4171

HP <http://www.ichibanboshi2004.com/>

Mail polaris2012@sage.ocn.ne.jp

見学やご利用を希望される方は、お気軽にご連絡ください。
また、ボランティアとして一緒に活動を希望される方からのご連絡もお待ちしています。

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の
一部改正等について
(概要)

令和2年10月
国土交通省自動車局
旅客課

1. 背景

第201回国会において、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

同法の施行に伴い、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）等についても所要の改正が行われることとされている。

については、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の自家用有償旅客運送に係る関係通達について、制定ないし所要の改正を行うこととする。

2. 概要

(1) 「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正

- ① 規則において自家用有償旅客運送の種別の見直しをすることに伴い、地域公共交通会議及び運営協議会について自家用有償旅客運送に係る協議対象を整理することを踏まえ、本通達に運営協議会に関する考え方を併せて規定し、一本化することとする。これに伴い、名称を「地域公共交通会議等に関する国土交通省としての考え方について」に改称し、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」を廃止することとする
- ② その他所要の改正

(2) 「交通空白地有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」及び「福祉有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」の制定

- ① 現行では規則上、自家用有償旅客運送の種別は実施主体及び運送目的に応じて3類型に整理されているところ、当該種別を見直し、運送目的により交通空白地有償運送（仮称）及び福祉有償運送（仮称）の2類型に整理する
それに伴い市町村による交通空白地輸送及び福祉輸送の実施について定めた「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」、NPO法人等による交

通空白地輸送の実施について定めた「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」及び NPO 法人等による福祉輸送の実施について定めた「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」を廃止し、新たに市町村又は NPO 法人等による交通空白地輸送の実施について定めた「交通空白地有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」及び市町村又は NPO 法人等による福祉輸送の実施について定めた「福祉有償運送（仮称）の登録に関する処理方針について」を制定し、運送目的に応じた処理方針に再整理することとする

- ② 地域において協議会等が組織されていない場合の取扱いを明記することとする
- ③ 事業者協力型自家用有償旅客運送の実施等に係る登録の処理方法を明記することとする
- ④ 有効期間の更新の申請に添付する一定の書類について、更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができることとする
- ⑤ 自家用有償旅客運送者が運送事業者にその運行を委託する場合に、当該運送事業者が保有する事業用自動車に必要な措置を講じた上で、当該運送事業者の事業計画及び運行計画に支障のない範囲で当該事業用自動車を持込むことができることとする
- ⑥ その他所要の改正

(3) 「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の一部改正

- ① 福祉有償運送に係る協議について、自家用有償旅客運送の類型整理により市町村が実施主体に追加されたことに加え、NPO 法人等が実施主体の場合についても運営協議会のみならず、地域公共交通会議又は地域公共交通活性化再生法上の協議会においても行うことができることとなることを踏まえ、本通達の対象となる協議会を整理し、これに伴い、名称を「福祉有償運送に係る協議会等における協議に当たっての留意点等について」に改称する
- ② その他所要の改正

(4) 「道路運送法第 5 章（自家用自動車の使用）及び第 6 章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」の一部改正

- ① 規則において自家用有償旅客運送の類型が、運送目的により交通空白地有償運送（仮称）及び福祉有償運送（仮称）の 2 類型に整理されることに伴い、所要の規定の整理を行うこととする

(5) 「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の一部

改正

① 現行の対価の水準が当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内であることとされていることについて、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1／2を超える対価の設定ができることを明記することとする

② その他所要の改正

(6)「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の規定に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」の一部改正

① 規則において自家用有償旅客運送の類型が、運送目的により交通空白地有償運送（仮称）及び福祉有償運送（仮称）の2類型に整理されることに伴い、講習の種別及び対象について整理することとする

② 交通空白地有償運送（仮称）に係る講習及び福祉有償運送（仮称）に係る講習の両者における共通点について、重複して受講する必要がない旨明確化することとする

③ 出張による講習の実施及び遠隔システムを活用した講習の実施について明記することとする

④ 規則第51条の16第1項第2号に規定する要件に、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合における協力事業者が行う指導監督を追加することとする

⑤ その他所要の改正

(7)「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について」の制定

① 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故等によって生じた第三者に対する損害賠償に係る実施主体と協力事業者との責任関係を明確化すべく、損害賠償責任の負担割合や協力事業者の業務の明確化等について定めたガイドラインを策定することとする

② その他所要の規定の整備

(8)「地域の交通状況の把握の考え方について」の制定

① 成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において「現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を

調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。」とされたことを踏まえ、地域の交通状況を把握し、更なる移動手段の検討が必要かどうか判断するための材料・基礎となるものとしての「地域交通の把握に関するマニュアル」を策定することとする

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	令和2年11月下旬
施 行	令和2年11月下旬